

平成30年4月16日  
関東農政局

## 平成30年度関東農政局発注者綱紀保持委員会の審議概要について

関東農政局では、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第9条に基づき設置された、関東農政局発注者綱紀保持委員会を開催いたしました。

審議概要は、下記のとおりです。

### 記

1 日 時 平成30年4月12日(木) 10時00分～10時40分

2 場 所 防災対策室2

### 3 審議内容

(1) 平成29年度の取組実績及びその評価結果と課題について審議を行い、平成30年度の取組計画に反映させることとした。

(平成29年度の取組実績)

① 発注者綱紀保持規程の職員及び事業者への周知

各職場の発注者綱紀保持について、周知方法の具体的取組状況について検証を行った。

なお、平成29年度においては、不当な働きかけ等の報告はなかった。

② 本局において発注者綱紀保持研修の実施

「平成29年度発注者綱紀保持研修」については、大臣官房予算課から講師を招いた他、公正取引委員会から講師を招いて実施した。

「情報漏洩・入札談合等の防止に向けたコンプライアンス研修」については、農村振興局の講師により実施された。

なお、「平成29年度発注者綱紀保持研修」を受けた職員が各職場で講習会等を実施した結果について検証を行った。

また、研修参加者に対して行ったアンケート結果について検証を行った。

③ 発注者綱紀保持に関するチェックシートの実施

全職員を対象とした理解度のチェックを実施した結果について検証を行った。

(2) 平成30年度の取組計画について審議を行い、次の各取組を実施することとした。

(平成30年度の取組計画)

① 職員への周知について

各職場において、会議等の場で農林水産省発注者綱紀保持規程の内容等について一層の周知を図ること。

また、本局で開催する研修受講者が各職場で講習会等を実施すること。

② 事業者への周知について

各職場において、関東農政局における発注者綱紀保持のための取組(発注者綱紀保持対策の関東農政局ホームページへの掲載、発注窓口に掲示及び入札公告への掲載)を引き続き実施することにより、関係業者に対し周知すること。

③ 発注者綱紀保持研修の実施

平成30年7月に、発注担当職員等を対象とした発注者綱紀保持研修を実施すること。

また、研修受講者が各職場で講習会等を実施すること。

④ 発注者綱紀保持に関するチェックシートの実施

職場で講習会等を実施後、発注者綱紀保持規程の理解を深めるため、全職員に「発注者綱紀保持規程に関するチェックシート」を実施し、理解度の確認をすること。